

平成29年度

定期監査等結果報告書

尾鷲市監査委員

尾 監 第 164 号
平成30年3月30日

尾 鷲 市 長
尾鷲市議会議長
尾鷲市教育長
尾鷲市選挙管理委員会委員長 様
尾鷲市公平委員会委員長
尾鷲市農業委員会会長
各財政援助団体等の長

尾鷲市監査委員 千 種 伯 行

尾鷲市監査委員 高 村 泰 徳

平成29年度 定期監査等結果報告

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

ただし、議選監査委員については、平成29年6月8日までは、内山 鉄芳が審査を行ったことを申し添えます。

第1 監査対象及び実施日

対 象 部 署		監査実施年月日	掲載頁
1	議会事務局	H29. 4. 19	5
2	総務課	H29. 4. 28	5
3	選挙管理委員会	H29. 4. 28	5
4	公平委員会	H29. 4. 28	6
5	出納室	H29. 4. 28	6
6	監査委員事務局	H29. 4. 28	6
7	教育総務課	H29. 5. 8	6
8	環境課	H29. 5. 11	7
9	財政課	H29. 5. 15	7
10	生涯学習課	H29. 5. 18	8
11	市長公室	H29. 5. 23	8
12	建設課	H29. 5. 31	9
13	木のまち推進課	H29. 5. 31	9
14	農業委員会	H29. 5. 31	10
15	防災危機管理室	H29. 6. 2	10
16	消防団	H29. 6. 2	11
17	水産商工食のまち課	H29. 7. 20	11
18	福祉保健課	H29. 7. 20	12
19	税務課	H29. 7. 25	13
20	市民サービス課	H29. 7. 27	13
21	尾鷲総合病院	H29. 8. 1	14
22	水道部	H29. 8. 4	15
23	三木里小学校	H29. 11. 1	15
24	三木小学校	H29. 11. 1	15
25	三木幼稚園	H29. 11. 1	16
26	尾鷲中学校	H29. 11. 10	16
27	宮之上小学校	H29. 11. 13	17
28	向井小学校	H29. 11. 22	17
29	梶賀コミュニティーセンター	H28. 10. 24	18
30	三木浦コミュニティーセンター	H29. 10. 31	18
31	行野コミュニティーセンター	H29. 11. 6	19
32	早田コミュニティーセンター	H29. 11. 14	19
33	矢浜コミュニティーセンター	H29. 11. 24	20
34	向井コミュニティーセンター	H29. 11. 24	20
35	北輪内センター	H29. 10. 31	21
36	南輪内センター	H29. 11. 6	21
37	須賀利センター	H29. 11. 13	22
38	九鬼センター	H29. 11. 14	22

●財政援助団体に係る監査

39	協同組合 尾鷲観光物産協会	H30. 1. 12	23
40	公益社団法人 尾鷲市シルバー人材センター	H30. 1. 22	24
41	社会福祉法人 尾鷲民生事業協会	H30. 1. 31	25

●公の施設の指定管理者に係る監査

42	尾鷲市福祉保健センター 指定管理者：社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会	H30. 2. 7	26
43	尾鷲市立斎場 指定管理者：有限会社 小倉葬具店	H30. 2. 13	27
44	尾鷲市地域資源活用総合交流施設 夢古道おわせ 指定管理者：株式会社 熊野古道おわせ	H30. 2. 28	28

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

(1) 平成28年度の財務に関する事務事業の執行、経営に係る事業の管理並びに行政一般について

(2) 財政援助団体の財政援助に係る出納その他の事務執行及び公の施設の管理に係る出納その他の事務執行について

3 監査の方法

本年度は次の事項を主眼として、事前提出を求めた監査資料に基づき、各所属長及び担当職員等から説明を受けるとともに、関係諸帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 予算の執行は、適法かつ効果的に行われたか。

(2) 事務事業は、予算の目的に基づいて行われたか。

(3) 契約事務が公正適切に行われたか。

(4) 財産の取得管理、現金及び物品出納事務が適正に実施されたか。

(5) 補助金交付事務は、補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき適正に行われたか。

(6) 前回指摘した事項等の処理状況はどうか。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された関係諸帳簿、証拠書類等を照合点検したところ、予算の執行については、概ね良好に執行されていると認められた。

なお、指摘事項については措置の報告を求めるとし、注意事項については自主的に対処するよう指示した。

- ・指摘事項 措置の報告が必要 期限 3～6ヶ月
- ・注意事項 報告不要

〈全体に共通する注意・要望事項〉

●市長部局（選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、消防団の各事務局担当部署を含む）ならびに監査委員事務局

1. 予算執行や、経理状況については、概ね良好に処理されていたが、書類整理の仕方において、各課、各部署間における認識の違いによる、ばらつきがみられた。無駄のない効率的な予算執行につなげるという意味においても、会計規則ほか関係法令、条例等を再確認し、可能な限り統一した手順のもとで、適正な書類整理に努められたい。
2. さらに、公平性、透明性の確保や、不履行による損害やトラブル防止の観点から、事業進捗状況の管理や検査・検収の際には、単に完了報告書の収受にとどまるような形式的な検査ではなく、契約の目的、内容を理解した上で、必要に応じて現場写真の保存や、証拠書類の調達など、適切かつ確実な履行確認を徹底されたい。
3. 一連の支出関係書類については、起案から支払いまでの流れに沿って整理して保管することを心がけ、情報公開など、外部からの要求に対する迅速な対応や、円滑な業務引継ぎに役立てていただきたい。
4. 全庁的な契約事務手順・手続きの統一化にむけ、総合的な観点から引き続き検討を加え、早期に契約事務マニュアルの策定を図られたい。
5. 補助金交付事務について、補助事業等が完了した際には、速やかに実績報告書等を提出するよう補助事業者を指導されたい。なお、提出された書類については、交付要綱・要領等に規定する補助の趣旨・目的、補助対象経費、補助率等の具体的要件に基づいて厳正に審査し、必要に応じて現地調査、書類照査等を実施するなど、補助事業の内容及び成果が、補助金の交付目的や条件に適合するかどうかを調査し、速やかに額の確定を行われたい。
6. 公の施設の指定管理については、いずれも開始から一定の期間を経ていることから、指定管理の目的と、その効果について再度、点検・検証を実施されたい。
具体的には、管理基準や業務の範囲について、施設の本来あるべき姿や、市が求める管理水準と照らし合わせ、業務の現状が、条例、規則、仕様書、協定書等に適合しているかどうかを検証するとともに、それに基づく積算根拠を明確にし、適正な指定管理料の設定を行われたい。
また、所管課は、管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等、管理者からの報告が適正におこなわれているか、帳簿類との突合を行うなど、確認作業の強化を図られたい。

7. 事業等の予算化にあたっては、実施後の費用対効果を検証し、その結果を翌年度以降の施策に反映されたい。なお、厳しい財政状況の中、事業の選択と集中を徹底し、行政コストの更なる縮減を進め、最小の経費で最大の効果が得られるよう、引き続き健全な財政運営に努められたい。

8. 車両の運行日誌、備品管理については、概ね良好な状態で管理されているが、正確な記入を心掛け記載漏れや訂正印漏れが生じないように、引き続き管理者によるチェックを徹底されたい。

● 学校・幼稚園に対する注意事項

備品については、定期的に在庫確認作業を行うなど、備品台帳の整理を徹底し、計画的かつ適正な更新に繋がられたい。また、実験器具や教材用薬品については、安全確保の観点から、使用の都度において使用量の記録をおこなうなど、適切な保管・管理を徹底されたい。

※その他、監査時に気付いた軽易な事項については、その都度口頭にて指導した。

〈各課等に対する注意・要望事項〉

次に、各部署に係る指摘注意事項等を列記する。なお、注意事項等の一部は、他の部署においても関連するものもあるので十分留意されたい。

〈1〉 議会事務局

○議会中継システムの運用、タブレット配信システムの活用により、議会運営の効率化に努めている。

特に述べることはない。

〈2〉 総務課

○厳正な定員管理、職員配置により人件費の抑制や労働条件の改善に努めている。また、人材育成基本方針に基づく積極的な研修の実施と併せ、人事評価制度の運用や、コンプライアンス行動指針に基づく職員の資質向上、人材育成に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

仕様書等の契約関係書類について、業務(発注)内容が適切に表記されていないものが散見された。また、業務完了後の履行確認について、実績報告書等を基に十分に精査されたい。

●要望事項

業務の適正化や効率化を図る観点から、全庁的に統一された書類整理の必要性、重要性について各課職員に再認識を促し、業務に対する意識の向上につなげていただきたい。

〈3〉 選挙管理委員会

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

随意契約理由書の添付漏れや、根拠条文の記載誤りが見られたので注意されたい。

- 要望事項
特に述べることはない。

〈4〉 公平委員会

特に述べることはない。

〈5〉 出納室

- 予算執行の適正化及び出納事務の合理化を推進するとともに、資金の適正かつ効率的な管理・運用に努めている。

- 指摘事項
特に述べることはない。

- 注意事項
特に述べることはない。

- 要望事項
 - ①適正な会計事務が遂行できるよう、「会計事務の手引き（マニュアル）」について適宜見直しを行うとともに事務担当者の指導に努められたい。
 - ②引き続き、現金保管先となる金融機関の経営状態等の把握に努められ、健全な資金運用を実施されたい。

〈6〉 監査委員事務局

特に述べることはない。

〈7〉 教育総務課

- 教育の方向性や重点施策を示す「尾鷲市教育ビジョン」に基づき、その基本理念である、「共創、共育、共感 ～次代を創る“おわせ人(びと)”づくり～」に取り組んでいる。また、学校再編活性化について地域との共創による取り組みを行っている。

- 指摘事項
特に述べることはない。

●注意事項

- ①備品購入、業務委託等において、随意契約理由が添付されていないものが散見されたので注意されたい。
- ②中学校選手派遣補助金については、補助金交付要領に基づいた申請書提出を求められたい。また、場合によっては、実態に即した形への補助金交付要領の見直しを検討されたい。
- ③平成28年度末の幼稚園使用料の滞納額は昨年と同額の85,000円である。今後も電話、文書、訪問等による督促により、実態を把握し、滞納の解消に努められたい。

●要望事項

老朽化等により使用していない教員住宅等のあり方について検討されたい。

＜8＞ 環境課

○大気、水質、騒音、振動など環境諸課題への対応をはじめ、資源循環型社会構築の一環として、ごみ減量や、分別の促進・啓発に取り組んでいる。また、広域(東紀州5市町)による新たなごみ処理施設建設について検討を重ねている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

- ①広域による新たなごみ処理施設建設用地選定については、他市町との協議結果について、しっかりと市民に公表、説明されたい。
- ②清掃工場については、広域による新たなごみ処理施設への移行に備えた維持管理を実施されたい。

＜9＞ 財政課

○厳しい財政状況のなか、後年度負担も見極めながら、「選択と集中」による健全かつ適正な財政運営に努めている。また、新公会計制度導入に向けての固定資産台帳の整備や、入札・契約事務手続きの見直しを検討するなど、全庁的な事務改善にも取り組んでいる。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

- ①入札契約制度(事務)の改善につなげるべく、尾鷲市契約制度改善検討委員会開催による検討や、総務課、出納室との検討・協議のうえ、契約事務の統一が図られるように契約事務マニュアルの策定を早期に実施されたい。
- ②各補助金の見直しについては、交付目的や費用対効果などを検証した上で、適正な補助金交付に資するよう補助金交付要領の作成についても各課に促されたい。

<10> 生涯学習課

○社会教育事業、文化事業の振興や、スポーツ振興事業、青少年健全育成事業、子育て支援(事業)等を通じ、生涯学習社会の構築・推進に取り組んでいる。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①随意契約理由書の添付漏れが見られたので注意されたい。
- ②尾鷲市運動場助走路側溝設置工事において、竣工調書の添付もれがあったので注意されたい。

●要望事項

老朽化が進行している各所管施設の整備については、災害時における本庁舎等各施設の利用計画との整合性を図りつつ、早期に改修計画を策定されたい。

<11> 市長公室

○総合計画、実施計画に基づく政策調整及び各課の事業進捗を図るなど、市政運営の中核を担っている。また広報紙、ホームページなどの媒体を活用した情報発信、地域おこし協力隊による集落支援活動の推進、定住移住促進施策の実施のほか、地域住民のニーズに合った交通体系の確保等に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

保存書類に記入誤りや、印漏れが見受けられたため注意されたい。特に、地方創生関連事業費補助金事業に係る簿冊、資料等の整備・保管については再確認

を実施されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

<12> 建設課

○道路、橋梁及び河川、一般下水道施設、市営管理建築物など、都市計画法に基づく都市基盤の整備・維持管理に努めている。

また、地震防災対策として、住宅・建築物耐震診断事業、木造住宅耐震補強設計補助事業に加え、平成28年度からは避難路沿道建築物耐震診断補助事業を実施している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金における実績報告書において、耐震診断契約書他、所定の添付書類について不足が見受けられたので、補助金交付要領の規定に基づく書類の添付を求められたい。

②道路占用許可更新申請書の添付書類については、位置図、平面図など、依頼書で指定した書類添付の有無について再確認されたい。

③市営住宅使用料に係る滞納整理について、訪問による督促や、法に基づき時効管理を徹底するなど、受益者負担の公平性に努められたい。

●要望事項

特に述べることはない。

<13> 木のまち推進課

○積極的な尾鷲ヒノキのPR活動を行い、林業市場の活性化を推進している。また、主伐事業、林道整備等の林業基盤整備を通じ、森林の持つ水源涵養、土砂災害防止等の公益的機能の向上に努めるとともに、尾鷲材の安定供給による林業市場の活性化を推進している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

車両運行日誌について、走行距離記載漏れ、及び記載誤りが散見されたので、管理者によるチェック体制の強化を図りたい。

●要望事項

特に述べることはない。

<14> 農業委員会

特に述べることはない。

<15> 防災危機管理室

○将来発生が予想される「南海トラフ巨大地震」に備え、地域住民を主体とした防災訓練の実施や防災教育、避難広場や避難経路の整備等、防災・減災に向けた取り組みを推進している。市内全世帯へエリアワンセグシステム受信端末を配備し、市民の防災意識の向上、災害時の情報発信に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①土砂災害情報相互通報システム防災ネットワーク保守業務、防災行政無線システム保守業務委託、「オワセグ」エリア放送システム保守業務について、契約書に明記されている、実施計画書や業務報告書等が同一簿冊に添付されていなかった。業務の進捗状況を的確に確認・把握するためにも、関係書類については、できうる限り一連の流れに沿った形で同一簿冊に整理して保管されたい。

②エリアワンセグシステム専用受信端末設置工事における 1 回目の入札不調に伴う随意契約への移行については、随意契約時に使用した 1 回目の入札書を随意契約に係る決裁書類に添付するとともに、移行の経緯と契約理由を明記すること。

③入札による備品購入に際し、同等品事前承諾願書が提出された場合、同等品であることを証明する書類（カタログ写し）等を併せて提出させるようにすること。

●要望事項

修繕、委託業務、物品購入等の書類については、決裁日等の記載誤りが散見されたので確認体制の強化を図りたい。

<16> 消防団

- 初期消火活動や防災活動など、消防団の責務が多様化するなか、団員数は減少傾向にあり、加入促進はもとより、人材育成、施設装備・資機材の充実が課題である。

特に述べることはない。

<17> 水産商工食のまち課

- （水産振興）
漁業生産量の減少、魚価の低迷、コスト増に加え、従事者の高齢化や後継者不足が進む水産業に対する振興策として、漁場及び漁業関連施設の保全整備、漁場環境調査、養殖技術開発、種苗放流、後継者・従事者の育成・確保、水産物流通対策を実施している。
- （海洋深層水）
アクアステーションの適正管理を通じ、みえ尾鷲海洋深層水の利用計画、需要開拓、ブランド化を行っている。
- （商工振興）
特産品の開発、市場開拓・流通、消費拡大事業として、「尾鷲まるごとヤーヤ便事業」を展開し、「食のまちおわせ」としてのブランド化や飲食メニューの開発に取り組んでいる。また、まちなか活性化施策として商工会議所と連携し、「尾鷲よいとこスタンプ事業」「尾鷲旬のコツまみバル」による誘客・集客事業にも取り組んでいる。
- （観光事業）
「地方創生における地方版総合戦略」、「食」のまちづくり基本計画」に基づき、地域資源を活かした観光交流・集客事業を実施している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①市が支給する各種補助金については、収支決算書だけではなく、交付要領に基づき補助受給者からの事業実施証拠書類（領収書や、人件費であれば賃金台帳など）の徴取、ならびにその確認作業を徹底されたい。
- ②三重県尾鷲栽培漁業センターに対する海洋深層水の利用料金の減免については、調定書を作成した上で減免するなど、減免にかかる処理の適正化を検討されたい。
- ③おわせ海・山ツアーウォーク実行委員会に対しては、仕訳書への現金出納簿の添付を指導されたい。また、実績報告時において、詳細な事業内容を示す書類の添付を促すなど、実施事業内容の確認作業を強化されたい。
- ④ふるさとガイド運営委託業務の人件費において、設計書（契約時）と実績報

告との間に日数及び人数の差が生じているので実績報告書を十分に精査されたい。

- ⑤三木浦マリンパーク管理委託業務の仕様書について、委託する業務内容を精査の上、必要な業務を追記するなど、仕様書について改善を実施されたい。

●要望事項

「夢古道おわせ」の施設修繕について、指定管理者との協定に明記されている修繕計画書の提出を受託者に促すとともに、その計画を基にした修繕を実施するとともに、指定管理者と市側との修繕費負担区分（基準）の明確化を図られたい。

<18> 福祉保健課

- 少子高齢化が進行する中で、高齢者に対しては地域包括ケアシステムの構築にむけ、地域包括支援センターを社協に設置し、地域支援事業を中心に介護予防に重点を置いた在宅支援の強化・推進に取り組んでいる。

また、子育て支援の取り組みとして、尾鷲市保育所整備基本計画に基づき、津波浸水域に位置する保育園の安全な場所への移転に取り組んでおり、平成27年度の矢浜保育園に続き、平成28年度には尾鷲第3保育園の移転を完了した。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①複数の業務委託について、受託者から提出されるべき実施計画、業務完了報告など、契約書や仕様書に記載されている関係書類について整理保管されていないものが見受けられた。検査の際には請負者から提出される報告書類の確認等、事業の実績確認と書類の整理・保管を徹底されたい。

- ②平成28年度末の保育所入所保護者負担金の滞納額は約610万円（対前年度比11.6%減）である。今後も保育所等と緊密に連携するとともに、電話、文書、訪問等による督促に加え、納付誓約書の徴取などにより時効中断処置を行うなど、滞納の解消に努められたい。

●要望事項

- ①シルバー人材センター運営費補助金の補助額については、尾鷲市補助金等の見直し方針の趣旨に従い、補助基準を明確にされたい。

- ②切手の常時保有数量について縮減する工夫をお願いしたい。

＜19＞ 税務課

○長期にわたる地域産業の低迷等により、市税収入は減少傾向にあるが、納期内納付の推進や、滞納整理の強化などにより、平成28年度の収納率は昨年続き95.8%を維持している。また、ふるさと納税の推進を積極的に進めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①平成28年度末の市税滞納額は約7,846万円（対前年度比約11.2%減）である。今後も、自主財源確保、税負担の公平・公正性の観点から、三重地方税管理回収機構等と緊密な連携を図るとともに、口座振替制度の普及や市民の納税意識の向上に係る啓発を推進し、滞納の解消に努められたい。
- ②見積書徴取の状況により、止むを得ず業者選定方法を変更した場合は、その随意契約理由についても併せて変更されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

＜20＞ 市民サービス課

○本庁及び各地区センターにおける窓口業務をはじめ、コミュニティーセンター管理運営、自治会活動の促進、斎場及び共同墓地の管理、空き家の適正管理など、幅広く市民サービスの向上に努めている。また、国民健康保険事業では、平成30年度からの県への運営主体移管に向け、その準備作業を進めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①契約関係書類の押印漏れ等が見受けられたので注意されたい、
- ②出張復命書については、文書管理システムによる起案文書で作成されたい。
- ③補助金交付申請書への担当課所見の欄に、印漏れがあったので注意されたい。
- ④地区センター及びコミュニティーセンターにおける証明書発行業務等における申請書審査方法については、事務の統一化を図るべく、早急に条例、規則に則った明確な基準の整備と、その運用を徹底されたい。

●要望事項

- ①証明書発行等の窓口サービスの効率化、人件費の削減に向け、本庁舎及び各地区センター、各コミュニティーセンターにおける証明書自動交付機の導入について、費用対効果を検証の上、検討されたい。
- ②国民健康保険事業については、平成30年度の県への保険運営主体移管後に

においても、医療費適正化や、保険税額の検証等の諸課題に対する取り組みを継続されたい。

〈21〉 尾鷲総合病院

○地域の二次救急医療施設、へき地医療拠点病院、災害拠点病院、三重県がん診療連携推進病院としての機能を有する自治体病院として、市内外の病院の協力を得ながら365日・24時間対応の医療機能を維持している。医師、看護師の確保や、老朽化が進む医療機器の更新・修繕など課題が山積しているが、医業収益の大幅な増加が見込まれないなか、診療材料等の経費削減をはじめ、患者に対するサービス向上などの経営改善に取り組んでいる。
なお、平成28年度は、久々の黒字となり、8,689万円の純利益を計上した。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①医療機器の賃借契約書に契約期間、数量などの記載漏れが見受けられたので注意されたい。
- ②随意契約については、根拠法令の適用条文の記載誤りや、随意契約理由の見当たらないもの、説明が不足しているもの、添付書類誤りが見受けられたので注意されたい。
- ③契約関係書類については押印漏れ等が見受けられたので注意されたい。
- ④仕様書の内容が不明瞭なものが見受けられた。仕様書についてはできるだけ具体的かつ実情に合った記載に努められたい。
- ⑤平成28年度末の過年度未収金（個人分の医療費自己負担金）については、約2,048万円（対前年度比約0.7%増）である。今後も電話、文書、訪問等による督促や裁判所を通じての支払督促等に加え、納付誓約書の徴取などにより時効中断処置を行うなど、未収金の解消に努められたい。

●要望事項

患者数の減少や、多額の設備投資など、今後も更に厳しい資金繰りが続くものと推測されるが、一時借入金の解消を目指し、事業実績や計画額等を十分精査・検討することにより、適切かつ効率的な資金繰りを実施されたい。

〈22〉 水道部

○前年度に続き平成28年度も黒字を計上したものの、水道使用量の減少や、水道施設・設備の維持管理等により厳しい経営状況が続いている。

そのような中、排水管布設替工事、改良工事、管路診断や施設台帳のデジタル化などによる事業経営の効率化に取り組んでいる。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

平成28年度末の過年度分未収金（水道料金）は約239万円（対前年度比約26.0%減）である。今後も電話、文書、訪問等による督促を行うとともに、実態に応じて水道事業給水条例及び給水停止規定を適用し、未収金の解消に努められたい。

●要望事項

特に述べることはない。

〈23〉 三木里小学校

○「安全で安心して活動できる学校」を目指す学校像とし、地域の支援・協力、連携のもと学校経営に努められている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

薬品については、使用する際に必ず計量を実施され、管理台帳により管理されたい。また、在庫管理については年に一度以上の定期点検を実施するとともに、管理責任者が変更される場合は必ず引継ぎを実施されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

〈24〉 三木小学校

○「豊かに未来を切り開く子どもの育成」を基本理念に、確かな学力、豊かな人間性、健やかな心身、保護者・地域、質の高い教職員の5つの重点目標を掲げた教育を実践している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

備品については、管理シールの貼られていないもの、管理番号の消えているものが散見された。備品台帳との照合作業を実施のうえ改善されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

<25> 三木幼稚園

○確かな学力の定着、心の教育の充実、健やかな体の育成、命を守る教育の充実、社会性・表現力の育成を目指す学校像とし、保護者や地域住民との連携・支援のもと、園児が安全で、安心して活動できる幼稚園を目指している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

文書処理簿、公印台帳、公務日誌において印漏れ、訂正印漏れが見られたので注意されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

<26> 尾鷲中学校

○「豊かな心を持ち、自ら判断し行動できる生徒の育成」を目標とした学校教育に努められている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①薬品については、使用する際には必ず計量を実施され、管理台帳により管理されたい。また、在庫管理については年に一度以上の定期点検を実施するとともに、管理責任者が変更される場合は必ず引継ぎを実施されたい。

②使用していない備品が収納されず放置されているものが見受けられた。破

損・紛失等を防ぐためにも、使用後の備品は所定の場所へ整理整頓のうえ保管を徹底されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

<27> 宮之上小学校

○「豊かな心・確かな学力・健康な身体を三位一体で育てる」を教育目標とし、児童一人ひとり対し、きめ細かい対応や支援を行っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

備品管理において廃棄処分漏れが見受けられた。校舎改築時の引継ぎがなされていない可能性があるため、備品の一斉点検を実施されたい。また、備品の廃棄については、物品の廃棄処分に関する規則（昭和34年9月25日教育委員会規則第5号）に基づき適切に処理されたい。

●要望事項

引き続き給食費未納者（未収金）の解消に努められたい。

<28> 向井小学校

○「豊かな心と、健やかな体を持ち、たくましく生きぬく児童の育成」を教育目標とし、家庭や地域との連携のもと、開かれた学校づくりを行っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①現金の保管については、金庫利用を徹底されたい。

②備品の廃棄については、物品の廃棄処分に関する規則（昭和34年9月25日教育委員会規則第5号）に基づき適切に処理されたい。

●要望事項

給食費の取り扱いについて、現金出納簿の作成を検討されたい。

〈29〉 梶賀コミュニティーセンター

○従来からの地域活動拠点としての特色を活かし、地域おこし協力隊による特産品開発にも活用されている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①戸籍謄抄本、住民票写し他や各種証明書等の交付申請受付時における申請書の内容確認、申請者権限・本人確認作業や手数料の減免等については、規定に基づき厳正かつ厳格に審査を実施されたい。また、受付担当者の責任の所在を明確化するよう、様式の検討を行われたい。

②コミュニティーセンター使用申請受付時においては、法令・条例等に基づき適正かつ統一された取り扱いをおこなわれたい。特に、使用料の徴収及び減免については、営利目的等について厳正な審査を実施されたい。
また、開館日・使用時間についても設置条例に等に基づき適切に運用されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

〈30〉 三木浦コミュニティーセンター

○少子高齢化が著しい中で、コミュニティーセンターの活動をとおして高齢者、婦人、子ども等、世代間交流のできる場づくりに努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①戸籍謄抄本、住民票写し他や各種証明書等の交付申請受付時における申請書の内容確認、申請者権限・本人確認作業や手数料の減免等については、規定に基づき厳正かつ厳格に審査を実施されたい。また、受付担当者の責任の所在を明確化するよう、様式の検討を行われたい。

②コミュニティーセンター使用申請受付時においては、法令・条例等に基づき適正かつ統一された取り扱いをおこなわれたい。特に、使用料の徴収及び減免については、営利目的等について厳正な審査を実施されたい。
また、開館日・使用時間についても設置条例に等に基づき適切に運用されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

<31> 行野コミュニティーセンター

○著しい高齢化、過疎化によりコミュニティ活動への参加者が限定されているなか、地区住民が気軽に参加できる活動実施を目指している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項 特に述べることはない。

①コミュニティーセンター使用申請受付時においては、法令・条例等に基づき適正かつ統一された取り扱いをおこなわれたい。特に、使用料の徴収及び減免については、営利目的等について厳正な審査を実施されたい。

また、開館日・使用時間についても設置条例に等に基づき適切に運用されたい。

②備品について一斉総点検を実施されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

<32> 早田コミュニティーセンター

○ビジョン早田実行委員会をはじめとする地域のまちづくり活動が活発化しているなかで、コミュニティーセンターを拠点とした更なる地域活動の活性化が期待される。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①戸籍謄抄本、住民票写し他や各種証明書等の交付申請受付時における申請書の内容確認、申請者権限・本人確認作業や手数料の減免等については、規定に基づき厳正かつ厳格に審査を実施されたい。また、受付担当者の責任の所在を明確化するよう、様式の検討を行われたい。

②コミュニティーセンター使用申請受付時においては、法令・条例等に基づき適正かつ統一された取り扱いをおこなわれたい。特に、使用料の徴収及び減免については、営利目的等について厳正な審査を実施されたい。

また、開館日・使用時間についても設置条例に基づき適切に運用されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

〈33〉 矢浜コミュニティーセンター

○地域全体の活動の中心となっており、地域住民が積極的に講座等に参加している。また、子供たちが参加しやすい環境づくりを目標としており、今後も事業の活性化が期待される。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

コミュニティーセンター使用申請受付時においては、法令・条例等に基づき適正かつ統一された取り扱いをおこなわれたい。特に、使用料の徴収及び減免については、営利目的等について厳正な審査を実施されたい。

また、開館日・使用時間についても設置条例に基づき適切に運用されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

〈34〉 向井コミュニティーセンター

○元気な地域づくりの活動拠点となるよう、世代間交流に重きを置いた講座開催事業にも力を注いでいる。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項 特に述べることはない。

コミュニティーセンター使用申請受付時においては、法令・条例等に基づき適正かつ統一された取り扱いをおこなわれたい。特に、使用料の徴収及び減免については、営利目的等について厳正な審査を実施されたい。

また、開館日・使用時間についても設置条例に基づき適切に運用されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

〈35〉 北輪内センター

○戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、印鑑登録など各種証明書の発行や、埋火葬許可書、母子手帳の交付、介護保険、市税の収納業務、し尿汲み取りの受付業務などの窓口業務、三木浦町、小脇町、名柄町、三木里町の所管地区からの要望等の取りまとめや、所管コミュニティーセンターの管理業務を担っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

戸籍謄抄本、住民票写し他や各種証明書等の交付申請受付時における申請書の内容確認、申請者権限・本人確認作業や手数料の減免等については、規定に基づき厳正かつ厳格に審査を実施されたい。また、受付担当者の責任の所在を明確化するよう、様式の検討を行われたい。

●要望事項

特に述べることはない。

〈36〉 南輪内センター

○戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、印鑑登録など各種証明書の発行や、埋火葬許可書、母子手帳の交付、介護保険、市税の収納業務、し尿汲み取りの受付業務などの窓口業務、古江町、賀田町、曾根町、梶賀町の所管地区からの要望等の取りまとめや、所管コミュニティーセンターの管理業務を担っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

戸籍謄抄本、住民票写し他や各種証明書等の交付申請受付時における申請書の内容確認、申請者権限・本人確認作業や手数料の減免等については、規定に基づき厳正かつ厳格に審査を実施されたい。また、受付担当者の責任の所在を明確化するよう、様式の検討を行われたい。

●要望事項

特に述べることはない。

〈37〉 須賀利センター

○戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、印鑑登録など各種証明書の発行や、埋火葬許可書、母子手帳の交付、介護保険、市税の収納業務、し尿汲み取りの受付業務などの窓口業務をはじめ、須賀利地区からの要望の取りまとめや、コミュニティセンターの管理業務を担っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

戸籍謄抄本、住民票写し他や各種証明書等の交付申請受付時における申請書の内容確認、申請者権限・本人確認作業や手数料の減免等については、規定に基づき厳正かつ厳格に審査を実施されたい。また、受付担当者の責任の所在を明確化するよう、様式の検討を行われたい。

●要望事項

特に述べることはない。

〈38〉 九鬼センター

○戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、印鑑登録など各種証明書の発行や、埋火葬許可書、母子手帳の交付、介護保険、市税の収納業務、し尿汲み取りの受付業務などの窓口業務をはじめ、九鬼町、早田町からの要望の取りまとめや、所管コミュニティセンターの管理業務を担っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

戸籍謄抄本、住民票写し他や各種証明書等の交付申請受付時における申請書の内容確認、申請者権限・本人確認作業や手数料の減免等については、規定に基づき厳正かつ厳格に審査を実施されたい。また、受付担当者の責任の所在を明確化するよう、様式の検討を行われたい。

●要望事項

特に述べることはない。

◆財政援助団体に係る監査

以下の財政援助団体については、関係法令や補助金等の交付基準等に従って事業が実施されているか、効果は十分に発揮されているか等について、提出された資料、決算報告書及び実績報告書等で確認し、現地にて監査を実施した。各団体とも補助金等の交付目的に従い、概ね適正な事業の執行がなされていると認められた。

<39> 協同組合 尾鷲観光物産協会 （所管課：水産商工食のまち課）

○本市の自然、歴史、文化、農林水産物、伝統技術・芸能、人材などの地域資源を活用し、観光業及び物産業、飲食業等の振興を図ることにより、地域の活性化に寄与することを目的に、観光・物産についての共同宣伝事業や、市場開拓事業、調査研究事業等を行っている。

近年においては、観光DMOの積極的な導入や、着地型観光ツアーの開発、教育体験旅行メニューの開発等にも力を注いでいる。

平成28年度における尾鷲まるごとヤーヤ便の売上額は、前年比72.1%、市から受注している、ふるさと納税特別便売上額は前年比65.8%と不調であった。

補助金名	補助金額（円）
尾鷲観光物産協会補助金	14,161,275

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

【所管課に対して】

補助事業の対象経費について、事業計画書や事業報告書等を基に精査し、尾鷲観光物産協会と十分に内容を協議されたい。

【財政援助団体に対して】

- ①補助金申請時における事業計画書や、実績報告時における事業報告書については、補助事業によって実施される内容や成果が具体的に確認できるような書式、資料の添付をおこなわれたい。例えば人件費分の実績として業務日報等の提出を検討されたい。
- ②おわせ港まつり実行委員会など他団体への補助金については、事業効果だけでなく、各帳簿等の資料により事業経費の内容についても確認されたい。また、確認作業に用いた関係書類についても担当課へ提出されたい。

● 要望事項

【所管課に対して】

- ①尾鷲観光物産協会に対する補助金については、そのあり方について毎年度検証を行うなど、十分に協議のうえ、補助対象、補助要件の明確化、明示化をおこなわれたい。また、実績報告書受領時には、対象事業の実施状況について確認作業を徹底されたい。補助対象事業と自主事業との区分については、協会との十分な協議を実施されたい。
- ②地域産業の振興には尾鷲観光物産協会との共通認識と相互理解が必要不可欠であるので緊密な連携をとられたい。

【財政援助団体に対して】

今後も、市の関係各課との協議・連携され、観光・物産業の拡大に取り組まれたい。特に、新たな商品開発や販路開拓に基づくヤーヤ便の充実や、市の収入源拡大に直結するふるさと納税特別便の充実に期待したい。

<40> 公益社団法人 尾鷲市シルバー人材センター

(所管課：福祉保健課)

- 高年齢者の能力が活かされる活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、定年などの高年齢退職者の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業や、その他の軽易な業務に係る就業の機会を確保、提供することにより、高年齢者の生きがいの充実と社会参加の推進を図っている。

補助金名	補助金額 (円)
尾鷲市シルバー人材センター運営補助金	2,847,000

● 指摘事項

特に述べることはない。

● 注意事項

補助対象経費の内、費用の年度区分の考え方に相違が見られたので精査されたい。

● 要望事項

【所管課に対して】

補助金額の算定根拠について、設定の経緯や理由等も含め、明示されたい。

【財政援助団体に対して】

事務所等のあり方について、福祉保健課及び施設の指定管理者である尾鷲市社会福祉協議会と十分な協議・検討を図られたい。

<41> 社会福祉法人 尾鷲民生事業協会 (所管課：福祉保健課)

○保育所7園の運営に加え、地域子育て支援センター事業、放課後児童健全育成事業を実施し、地域の保育事業を担っている。また、保育所の耐震化や津波浸水予想区域からの移転整備については、所管課と連携して取り組んでおり、平成28年度には新たに第三保育園の移転が完了した。

補助金名	補助金額 (円)
認可保育所に対する特別助成金事業補助金	11,538,000
社会福祉法人尾鷲民生事業協会 看護師配置事業補助金	5,171,000
尾鷲第一保育園 障害児保育事業補助金	8,124,000
尾鷲第二保育園 障害児保育事業補助金	10,832,000
尾鷲第三保育園 障害児保育事業補助金	5,416,000
尾鷲第四保育園 障害児保育事業補助金	10,832,000
矢浜保育園 障害児保育事業補助金	2,708,000
尾鷲第一保育園 延長保育事業補助金	3,806,500
尾鷲乳児保育園 延長保育事業補助金	3,806,500
緊急避難時人員配置事業補助金	2,708,000
尾鷲第二保育園建設費借入に係る元利補給金	3,649,693
南輪内保育園建設費借入に係る元利補給金	1,847,345
認可保育所修繕事業補助金	1,549,000
合計	71,988,038

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

【所管課に対して】

各補助金については、実績報告書を十分に精査されたい。特に添付されている収支精算書の支出内訳について、協会の保有する財務書類等（勘定元帳、仕訳書等）との突合調査を行う等、内容を十分精査の上、額の確定を行われたい。

●要望事項

【所管課に対して】

各補助金の対象経費については、保育所運営の実態に則したものとなるよう、補助金要綱等の見直しについて随時検討されたい。

◆公の施設の指定管理者に係る監査

公の施設の指定管理者にかかる監査については、それぞれの協定書に定める基準が遵守されているか、指定管理業務に係る事務処理等が適切に実施され、施設が適正に管理されているか、市の経費削減に有効であるか等を着眼点とし、以下の施設管理者に対し事業概要の聞き取りを行うとともに、関係書類の提出を求め、監査を実施した。

〈42〉 尾鷲市福祉保健センター (所管課：福祉保健課)

○平成12年の建設以来、地域福祉活動の拠点として、市民の福祉向上及び健康の保持・増進に寄与してきた。近年においては、地域ふれあい事業、子育て支援事業、放課後児童クラブ他、世代間の交流促進の場としても多くの市民に利用されている。

- ・指定管理者：社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会
- ・指定期間：平成28年4月1日から平成31年3月31日
- ・指定管理料：17,930,000円(税込) 平成28年度分

収入の部		支出の部	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
指定管理料	17,930,000	教養娯楽費	36,000
利用料金収入	304,100	水道光熱費	6,574,707
雑収入	38,417	賃借料	295,596
		事務消耗品費	230,290
		修繕費	24,707
		通信運搬費	489,321
		業務委託費	3,463,478
		手数料	96,230
		租税公課	84,914
		保守料	4,896,288
		雑支出	27,980
合計	18,272,517	合計	16,219,511

※平成28年度決算書(法人本部拠点区分 資金収支明細書より)

収入 18,272,517円－支出 16,219,511円＝差引 2,053,006円

- 指摘事項
特に述べることはない。

●注意事項

【指定管理者に対して】

- ①利用許可申請書について、利用目的が不明瞭なもの(減免の判断理由が不明瞭なもの)、使用時間の記載と料金徴収額との不整合、押印漏れや、利用料金記載漏れ等が散見された。
- ②申請書の受付にあたっては、申請書の記載内容の確認を徹底するとともに、

減免を行う場合は、その判断理由の明確化に努められたい。また、利用内容に変更のある場合は、変更申請を提出させるとともに変更許可書を交付されたい。

●要望事項

【所管課に対して】

- ①利用対象者、利用目的の性質上、条例で基本的に禁じられている還付を行わざるを得ない場面が想定されるため、貸館業務の運用実態に則した形への条例等の改正についても検討されたい。
- ②今後の指定管理事業を実施するにあたり、指定管理事業者の選定作業を行う際には、細やかな費用分析を実施したうえで指定管理料のあり方について十分検討されたい。

【指定管理者に対して】

利用料の減免理由については、あくまで利用目的で判断するようお願いしたい。例えば登録ボランティア団体での利用であっても一律に減免するのではなく、「尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例」に基づき判断されたい。

<43> 尾鷲市斎場 (所管課：市民サービス課)

○尾鷲市斎場は、昭和62年に建設されたが、焼却施設の老朽化が著しく、修繕が喫緊の課題である。その対策として平成30年度において焼却炉等の施設改修が計画されている。

- ・指定管理者：有限会社 小倉葬具店
- ・指定期間：平成25年4月1日から平成30年3月31日
- ・指定管理料：13,649,040(税込) 平成28年度分

収入の部		支出の部	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
指定管理料	13,649,040	人件費	8,865,700
預金利息	17	水道光熱費(電気,水道,ガス)	672,790
		燃料費(灯油)	1,325,700
		通信費(電話)	43,990
		施設維持管理費①(修繕)	0
		施設維持管理費②(保守点検)	346,324
		消耗品費	24,932
		その他(支払手数料)	10,648
合計	13,649,057	合計	11,290,084

収入 13,649,057 円－支出 11,290,084 円＝差引 2,358,973 円

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

【所管課に対して】

- ①燃料費、光熱水費の実績額については、管理者選定の際に提出される計画額との差異が大きい。指定管理料の適正化を図る意味において、その根拠・理由等を確認・検証されたい。
- ②指定管理業務の収支状況把握のため、実績報告書の収支精算書と、勘定元帳及び仕訳書との突合による確認作業を徹底されたい。
- ③経年劣化によって備品シールの番号が消えているものが多数見受けられたので、備品台帳との照合作業を実施し、整理されたい。

●要望事項

【所管課に対して】

今後の指定管理事業を実施するにあたり、指定管理事業者の選定作業を行う際には、細やかな費用分析を実施したうえで指定管理料のあり方について十分検討されたい。

【所管課及び指定管理者に対して】

大規模修繕を未然に防ぐためにも、施設修繕箇所については、今後も市側と管理者双方による定期的な確認作業を徹底し、できるだけ早期かつ、きめ細やかな修繕に繋げていただきたい。

<44> 尾鷲市地域資源活用総合交流施設【夢古道おわせ】

(所管課：水産商工食のまち課)

○平成28年度の調理加工施設併設による高付加価値化を行いつつ、特産品の創出による地域産業の活性化、集客交流人口の増加、情報発信及び交流ネットワークの拠点としての役割を担っている。

- ・指定管理者：株式会社 熊野古道おわせ
- ・指定期間：平成28年4月1日から平成31年3月31日
- ・指定管理料：12,003,000円（税込）平成28年度分

収入の部		支出の部	
科目	決算額（円）	科目	決算額（円）
指定管理料	11,113,890	仕入	12,623,127
売上	55,801,863	人件費	22,228,465
(再掲：入浴料)	(31,618,785)	広告宣伝費	1,415,248
受入手数料	5,684,225	水道光熱費等経費	35,322,429
雑収入	3,324,193	法人税等	1,031,000
その他(受取利息等)	9,326		
合計	75,933,497	合計	72,620,269

※損益計算書より（消費税含まない。）

収入 75,933,497 円－支出 72,620,269 円＝差引 3,313,228 円

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

【所管課に対して】

施設の適正管理や指定管理としての事業効果については、提出された事業報告書、決算書類等を基に条例・規則、業務仕様書、事業計画書と照合し事業効果について毎年度検証されたい。

【指定管理者に対して】

料金設定について、その根拠の明確化とともに、市長の承認を受けられたい。

●要望事項

【担当課に対して】

①今後の指定管理事業を実施するにあたり、指定管理事業者の選定作業を行う際には、細やかな費用分析を実施したうえで指定管理料のあり方について十分検討されたい。

②本施設の指定管理については、開始から一定の期間が経過しており、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、施設運営の業態や実績について、基本となる条例・規則、業務仕様書、協定書、事業計画書等と比較検討され、今後、本施設がさらに本施設が活用されるように、指定管理のあり方について十分に検討されたい。

③指定管理業務の内容を市民にわかりやすく公開するとともに、業者選定時における公募のあり方についても検討されたい。

【指定管理者に対して】

①各経費の請求書や領収証書については、元帳の勘定科目ごとに1件ずつ整理することができないか検討されたい。また、実績報告時においては、指定管理に係る事業とそれ以外の事業とが区別できるよう改善されたい。

②事業計画書における集客目標については、指定管理料算定の基礎となる重要な数値であるため、実績など明確な根拠のもとに設定されたい。

③施設修繕については、本協定書に規定されている通り、修繕計画書を策定するとともに、担当課との綿密な協議のうえ、事業計画に盛り込まれたい。今後の修繕規模が大規模とならないように日頃の施設点検と小規模修繕を積極的に実施されることを要望する。また、配管清掃等のランニングコストと修繕の区分については明確にされたい。